

次のとおり水道施設工事について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

なお、この工事の入札執行については、令和7年4月1日函館市企業局公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定によらず、この公告によるものとする。

令和7年6月19日

函館市公営企業管理者

企業局長 手塚 祐一

1 一般競争入札に付する工事の内容

(1) 工事名 青柳1号配水管布設工事

(2) 施工場所 函館市青柳町1番先から3番先までおよび5番先、
10番先まで

(3) 工期 契約の日の翌日から令和7年11月28日まで

(4) 工事概要 水道用ダクタイル鋳鉄管布設工

口径150mmGX 施工延長230m

仕切弁口径150mm 6基

仕切弁口径100mm 2基

仕切弁口径75mm 1基

青銅弁口径50mm 2基

既設管撤去工

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

54,280,000円

(6) 最低制限価格

函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格

(7) その他 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当する特定建設工事共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員のすべてが、3に掲げる構成員の要件を満たしており、かつ、4により入札への参加を制限されていないこと。
- (2) 共同企業体が5に掲げる結成の要件を満たしていること。

3 共同企業体の構成員の要件

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、建設工事のいずれかの工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る競争入札参加資格審査結果通知書における水道施設工事の総合数値、もしくは函館市企業局競争入札参加資格審査結果通知書（水道施設工事（配水管工事））の総合数値が、780点以上であること。
- (3) 市内に本店を有する者であること。
- (4) 契約締結日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、当該経営事項審査結果通知書を提示できること。
- (5) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (6) 函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成23年4月1日施行）による指名停止を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (7) 函館市企業局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加排除措置を、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (8) 配置予定技術者調書の提出日以前3月以上の直接的かつ恒常的な

雇用関係にある現場代理人、主任技術者および監理技術者を配置できること。

(9) 当該工事の入札に参加する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(10) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成25年4月1日施行）による入札参加制限に、当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。

(11) 他の参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合は、その構成員でないこと。

4 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

ア 函館市請負工事施行成績評定要領

イ 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

ウ 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

エ 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

5 共同企業体の結成の要件

(1) 構成員の数は、2者であること。

(2) 各構成員が、この入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 共同企業体の代表者は、他の構成員より出資比率が高いこと。

6 入札参加資格の認定申請等

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の認定について、必

要な書類を添付した入札参加資格審査申請書により次に定めるところにより、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

ア 申請の期間 令和7年6月19日から令和7年6月25日まで

イ 申請の方法 資格の認定を受けようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書に管理者が必要と認める書類を添付し、持参により提出しなければならない。

(ア) 必要書類

a 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

b 配置予定技術者調書

c bに記載された者に係る法令による資格・免許等の写しおよび3か月以上の雇用を確認できる書類等の写し

d 工事請負入札参加資格審査申請書

e 共同企業体協定書

f その他管理者が必要と認める書類

ウ 申請書の提出先 函館市末広町5番14号 函館市企業局管理部経理課（電話番号 0138-27-8722）

(2) 審査結果は、申請期間終了後3日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより管理者に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内

イ 提出場所 函館市企業局管理部経理課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(4) 管理者は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日

の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

8 契約条項を示す場所

函館市企業局管理部経理課

9 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

ア 政令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

イ 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

ウ 函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

エ 函館市企業局暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

オ 当該工事ごとに定める入札参加資格のうち、工事施行成績の評定結果の評定点について条件を満たさなくなったとき。

(2) 前号オに該当して同号の規定により入札参加資格を取り消された者は、その取消しについての説明を、次に定めるところにより管理者に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所 函館市企業局管理部経理課

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(3) 管理者は、前号の求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

10 設計図書等の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年6月19日から令和7年6月25日まで

イ 閲覧場所 函館市企業局管理部経理課

(2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は公告日から入札日の前日まで、電子データにより函館市ホームページに掲載する。

(3) 入札に参加しようとする者は、設計図書等申込書を提出することにより、前号に定める設計図書等の閲覧に必要なパスワードの交付を求めることができる。

(4) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより、設計図書等の内容について説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年6月19日から令和7年7月1日まで

イ 提出先 函館市末広町5番14号 函館市企業局上下水道部
管路整備室建設担当（電話番号 0138-27-8752）

ウ 提出方法 持参による。

(5) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札日の前日まで閲覧場所において閲覧に供する。

11 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として函館市企業局管理部経理課あてに郵送する方法により行わなければならない。

12 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を持参しなければならない。

13 開札の立会い

開札は、入札の終了後、函館市企業局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、入札者の立会いのもと行う。

14 入札執行の日時および場所等

(1) 日時 令和7年7月8日午前10時

(2) 場所 函館市末広町5番14号 函館市企業局3階入札室

(3) 入札回数は、1回とする。

15 入札保証金

入札保証金は、免除する。

16 落札者の決定方法

函館市企業局契約規程（平成 23 年函館市企業局規程第 32 号）第 12 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で同規程第 16 条の規定により設けた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

17 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 予定価格を超える入札および最低制限価格を下回る入札。
- (3) 11 に規定する入札の方法以外の方法による入札。

18 入札の失格

入札参加資格の認定を受けた者がした入札で、入札執行の際に函館市企業局管理部経理課へ到達しなかった場合は失格とする。

19 その他

入札に参加しようとする者は、別紙の入札心得を承知すること。